

川監収第19号  
平成16年7月28日

請求人 [REDACTED] 様  
同 様  
同 様

川口市監査委員 伊東清喜  
同 小林政氏  
同 松井健一  
同 田口順子

### 川口市長措置請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成16年6月3日付で提出された標記の請求について、監査を行った結果は次のとおりであり、同条第4項の規定により通知します。

#### 記

##### 1 請求の受理

本請求は、平成16年6月3日付で提出され、補足資料が追加提出されたのち、平成16年6月18日受理した。

##### 2 請求の要旨

埼玉県川口市長措置請求書及び請求人の陳述の結果によると、請求の要旨は、次のとおりである。

上青木南町会（以下「本件町会」という。）には、公金より支出された補助金、交付金を含む6,934,242円の不正使用金、使途不明金がある。

このような事実から、本件に係る公金支出は、地方自治法第232条の2で定める「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」に該当しない支出結果となっている。

したがって、本件町会に対する支出結果が、法及び例規に該当しない以上、

本件支出先である本件町会における補助金、交付金の取扱いは違法かつ不当である。

よって、川口市監査委員は、事実関係を調査の上、平成14年度及び平成15年度に支出された川口市広報活動報償金、川口市環境衛生活動報償金、川口市町会防犯灯電気料補助金、川口市集団資源回収団体助成金、川口市公園管理作業奉仕団体報償金及び川口市広報紙配布手数料のうち、本件町会が違法かつ不当な取扱いを行ったものを、市に返還させるよう市長に対し勧告されたい。

### 3 監査の実施

#### (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に平成16年6月25日証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

#### (2) 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平成16年7月8日上青木南町会長ほか役員等（前町会長等を含む6名が出席）並びに川口市の広報課長、自治振興課長、公園課長、収集業務課長及び保健衛生課長から事情聴取を行った。

### 4 監査の結果

本件請求については、これを棄却する。

#### (1) 事実確認

平成14年度及び平成15年度において、川口市（以下「市」という。）が本件町会に支出した「川口市広報活動報償金」、「川口市環境衛生活動報償金」、「川口市町会防犯灯電気料補助金」、「川口市集団資源回収団体助成金」、「川口市公園管理作業奉仕団体報償金」及び「川口市広報紙配布手数料」と、本件町会におけるこれらの公金の入金の状況並びに、その他町会費等の収入状況と町会活動費等の支出状況について、調査したところ、次のとおりである。

##### ア 川口市広報活動報償金について

市政についての広報活動の実施に対する報償として支出するもので、平成14年度町会会計分（市の支出年度は平成13年度）については、平成14年5月24日に288,650円を出し、平成15年度町会会計分（市の支出年度は平成14年度）については、平成

15年5月12日に288,650円を出し、それぞれ同日付で本件町会に入金されたことが確認された。

イ 川口市環境衛生活動報償金について

環境衛生活動の実施に対する報償として支出するもので、平成14年度町会会計分については、平成15年3月31日に12,000円を出し、平成15年度町会会計分については、平成16年3月19日に9,000円を出し、それぞれ同日付で本件町会に入金されたことが確認された。

ウ 川口市町会防犯灯電気料補助金について

防犯灯の電気料相当額として支出するもので、平成14年度町会会計分については、次のとおり出し、同日付で本件町会に入金されたことが確認された。

期 別	支出額(円)	支 出 日
平成13年度下半期分	28,044	H14.5.24
平成14年度上半期分	20,633	H15.2.14

平成15年度町会会計分については、次のとおり出し、同日付で本件町会に入金されたことが確認された。

期 別	支出額(円)	支 出 日
平成14年度下半期分	18,186	H15.5.23
平成15年度上半期分	18,432	H16.1.9

エ 川口市集団資源回収団体助成金について

廃棄物の減量及び再資源化を促進するために支出するもので、平成14年度町会会計分については、次のとおり出し、同日付で本件町会に入金されたことが確認された。

期 別	支出額(円)	支 出 日
平成13年度4期分	83,900	H14.5.27
平成14年度1期分	87,500	H14.8.21
平成14年度2期分	78,100	H14.11.20
平成14年度3期分	70,500	H15.2.21

平成15年度町会会計分については、次のとおり出し、同日付で本件町会に入金されたことが確認された。

期 別	支出額(円)	支 出 日
平成14年度4期分	102,100	H15.5.29
平成15年度1期分	138,600	H15.8.25
平成15年度2期分	123,700	H15.11.25
平成15年度3期分	141,000	H16.2.25

才 川口市公園管理作業奉仕団体報償金について  
市営公園等の軽易な管理作業の実施に対する報償として支出する  
もので、平成14年度町会会計分については、次のとおり支出し、同  
日付で本件町会に入金されていることが確認された。

期 別	支出額(円)	支 出 日
平成14年度上半期分	53,338	H14.9.30
平成14年度下半期分	53,338	H15.3.25

平成15年度町会会計分については、次のとおり支出し、同日付で  
本件町会に入金されていることが確認された。

期 別	支出額(円)	支 出 日
平成15年度上半期分	53,338	H15.9.26
平成15年度下半期分	53,338	H16.3.22

カ 川口市広報紙配布手数料について  
市の広報紙の配布事務に対して支出するもので、平成14年度町会  
会計分については、次のとおり支出されており、平成13年度下半期  
分については支出日と同日付、平成14年度上半期分については11  
月11日付でそれぞれ本件町会に入金されたことが確認された。

期 別	支出額(円)	支 出 日
平成13年度下半期分	479,940	H14.4.19
平成14年度上半期分	479,940	H14.11.8

平成15年度町会会計分については、次のとおり支出し、それぞれ  
同日付で本件町会に入金されたことが確認された。

期 別	支出額(円)	支 出 日
平成14年度下半期分	479,940	H15.4.30
平成15年度上半期分	451,440	H15.11.28

キ 監査請求に係る上記アからカまでの報償費等については、市の交付  
要綱、支出命令書等及び本件町会から市に提出された各種交付請求書、  
報告書等の関係書類により調査した結果、これら市からの公金支出事

務手続については適正に執行されていた。

また、本件町会の預金通帳、預金取引明細表、経理簿等及び関係人からの事情聴取を行う等調査をした結果、平成14年度の経理簿については、本件町会内の不正処理の発覚時には作成されておらず、残存している領収書等により当時の会計部長（以下「元会計部長」という。）が当時の町会長等役員の指示により作成したものであるが、その内容は、平成14年4月から同年9月までの間において、まず、収入については、経理簿において、町会費及び交通安全協会還付金等の収入が記載されていたが、預金通帳の入金額とは符合しないものである。なお、市から交付された川口市広報活動報償金等の公金については、経理簿と預金通帳との収入額が一致していることを確認した。

また、支出については、経理簿において、育成部会等各部の支出、納涼盆踊り大会費及び歳末夜警等の支出が記載されていたが、預金通帳の引出額との整合性はなく、預金通帳における引出額の使途が不明なものがあり、全体の収入額と支出額が把握できず、経理簿と預金通帳におけるそれぞれの残高についても、平成14年度各月末において全く符合せず、本件町会内部での監査等によるチェックもなされていなかった形跡は窺われなかった。

ク 本件町会における平成14年度及び平成15年度の活動状況については、平成14年度及び平成15年度の事業報告書により、納涼盆踊り、運動会、たたら祭り流し踊り参加、全市クリーン作戦及び歳末夜警など町会のコミュニティ活動が実施されていることが確認されたが、平成14年度において、活動資金が不足していたため、借入金等により補填していた。

## （2）判 断

本市の町会・自治会は、市の行政と密接な繋がりのある道路や側溝の清掃、防犯灯の維持・管理、防犯・防災活動のほか、特にごみ処理を中心とする衛生活動、地域内の広報活動、行政連絡の伝達、行政への陳情及び要望活動に及んでおり、これらの活動が市の行政サービスを市民全體に浸透させる役割を担う等、行政の補完機能を果たしているものである。

本件町会に対し市から支出した公金のうち川口市広報活動報償金及び川口市環境衛生活動報償金は、役務の提供に伴う報償であり、その使途は限定されておらず、通常は町会費等他の収入と共に町会活動費に充て

られているものである。

川口市町会防犯灯電気料補助金は、町会内の防犯灯の電気料として、町会が支払った金額に対し、後日、市から交付されたものであり実費を補填するものである。

川口市集団資源回収団体助成金は、負担金・補助及び交付金ではあるが、町会が回収した古紙等の資源ごみの重量に応じて支払われるもので、要綱上使途が限定されておらず、通常は町会費等他の収入と共に町会活動費に充てられているものである。

川口市公園管理作業奉仕団体報償金は、市営公園等の清掃等の役務の提供に対する報償であり、使途が限定されておらず、通常は町会費等他の収入と共に町会活動費に充てられているものである。

川口市広報紙配布手数料は、市の広報紙を各戸に配布した役務の提供に対して支払われるものであり、使途が限定されておらず、通常は町会費等他の収入と共に町会活動費に充てられているものである。

本件請求によると、本件町会の収入金のうち 6,934,242 円は、元会計部長が市からの交付金を含めて私的に不正使用したとのことであるが、関係資料の精査及び関係人の事情聴取等を行うも、その実態は把握できなかった。

なお、6,934,242 円の不正使用金については、平成 15 年 2 月から平成 17 年 10 月までの期間内に、元会計部長が分割で返済する旨の公正証書が、本件町会との間で平成 15 年 2 月 12 日に取り交わされ、これに基づき返済中である。

のことから、市から交付された公金及び町会費等から元会計部長によって、私的に費消されたことが推測されるものであり、すなわち、公金が町会活動費に使用されなかつたことが窺われるものであるが、平成 14 年度の本件町会の会計帳簿等が不備であり、町会活動状況を示す町会費その他の収入状況及び経費等の支出状況の全容が把握できないため、町会活動費として支出された公金の金額を確定するに足る帳票類の存在が確認されず、また、元会計部長が私的に費消した金額についても、その事実を裏付ける帳票類もなく判然としない状況であり、公金が町会活動以外の目的で使用されたと認定する事実関係は確認できなかつたものである。

よって、本件町会に市から交付された補助金・交付金の取扱いが違法又は不当と判断することは不能であったので、本件措置要求について市長に勧告することはできない。